

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 3 年 3 月までの期間及び 4 年 4 月から 6 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から平成 3 年 3 月まで
② 平成 4 年 4 月から 6 年 3 月まで

申立期間について、社会保険事務所（当時）の調査により未納と記録されていることが分かった。申立期間①及び②を通じて A 市役所で免除申請をしていたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 61 年 4 月から平成 22 年 6 月までの期間について、申立期間を除き、免除申請が承認されているところ、申立人は病弱であり就労するのが困難であるなど生活状況に変化はみられず、申立期間についても免除承認を受けることが可能であったものと考えられる。

また、申立人は「毎年、継続して免除申請をしていた。市民だよりも免除の記事が掲載されていた。」と述べており、A 市発行の A 市市民だよりに昭和 62 年 5 月、63 年 5 月、平成元年 5 月、3 年 3 月、同年 5 月、4 年 1 月に免除申請に関する記事の掲載が確認できることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立期間①及び②の間である平成 3 年 4 月から 4 年 3 月までの期間については、22 年 3 月に記録訂正されていることが確認できる上、オンライン記録と A 市国民年金収滞納一覧表の記録を比較したところ、昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの期間については、前者が未納、後者が免除と記録されている一方で、平成 11 年 4 月から 12 年 3 月までの期間及び 13 年 4 月から 14 年 3 月までの期間については、前者が免除、後者が未納と記録されているなど行政側の不適切な記録管理が散見され、申立期間当時の免除承認に係る事務処理が適切に行われなかった可能性がうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

奈良厚生年金 事案 911

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 53 年 3 月 10 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、18 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月 10 日から同年 5 月 1 日まで
昭和 53 年 3 月 10 日に C 社から子会社の A 社に出向したが、同社の厚生年金保険の資格取得日が同年 5 月 1 日となっている。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社から提出された従業員台帳により、申立人が申立期間において同社及び D 社 E 支店（厚生年金保険の適用事業所名は A 社）に継続して勤務（昭和 53 年 3 月 10 日に C 社から D 社 E 支店に出向）していたことが認められる。

また、F 基金から提出された厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届によると、申立人が昭和 53 年 3 月 10 日に C 社で加入員資格を喪失し、同日に A 社で同資格を取得したことが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、F 基金は、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届は複写式の様式を使用していた。」としている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 53 年 3 月 10 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、F 基金が保管する厚生年金基金加入員資格取得届の記録から、18 万円とすることが妥当である。

奈良厚生年金 事案 912

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで

A社に昭和47年3月31日まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失日が同年3月31日になっている。同年3月31日付けの辞令書、退職願い及び退職辞令発令起案書を提出するので、資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和47年3月31日付け辞令書、退職願い及び退職辞令発令起案書により、申立人がA社に同日まで勤務していたことが認められる上、同法人の回答書により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除（当月控除）されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同法人における昭和47年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料の納付を行ったとしているが、事業主が資格喪失日を昭和47年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成 20 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 12 万 6,000 円とされているが、申立人は、当該期間について、24 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（12 万 6,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 1 月 16 日から同年 5 月 1 日まで

A 社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間のうち平成 20 年 2 月から同年 4 月までの期間における標準報酬月額は、当初 12 万 6,000 円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 6 月に 12 万 6,000 円から 26 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（12 万 6,000 円）となっている。

しかしながら、申立人が所持する給与明細書により、当該期間について、24 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年1月については、給与から厚生年金保険料が控除されていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、平成17年1月から同年8月までは30万円、同年9月から18年5月までは28万円、同年6月及び同年7月は32万円、同年8月及び同年9月は30万円、同年10月及び同年11月は32万円、同年12月から19年5月までは30万円、同年6月から同年8月までは32万円、同年9月から20年2月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年1月1日から20年3月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録と給与明細書の報酬月額が異なっている。給与明細書を提出するので厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び申立人が保管する給与明細書により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額は、申立人の賃金台帳の保険料控除額から、平成17年1月から同年8月までは30万円、同年9月から18年5月ま

では 28 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 32 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 30 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 32 万円、同年 12 月から 19 年 5 月までは 30 万円、同年 6 月から同年 8 月までは 32 万円、同年 9 月から 20 年 2 月までは 30 万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届け出た標準報酬月額変更届及び算定基礎届において、賃金台帳で確認できる報酬と異なる報酬が届け出られたことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの期間及び60年4月から63年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和58年4月から59年3月まで
② 昭和60年4月から63年1月まで

私の国民年金保険料の納付記録を見ると、昭和58年度が未納、59年度が完納、昭和60年4月から63年1月までが未納となっており、先順に払い込まれていない。自営していた事業も順調だったし、58年3月は新居を構えた時期で、国民年金保険料の支払いに困るほどお金には困っていなかった。当時、A町にあった職場と近接していた市役所（移転後はB連絡所）や金融機関で、振込みなどは支払日を決めて、きちんに行っていた。国民年金保険料のみ払わないとは考え難く、夫婦一緒に滞りなく納付しているの、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金保険料の支払いは滞ったことはない。」としているところ、国民年金被保険者台帳には、申立期間①について、昭和59年7月11日に催告が行われた記録が確認でき、その後納付された記録がない。

また、申立期間②については、34か月と長期間にわたって国民年金保険料が未納となっており、申立期間①及び②については、夫婦共に未納となっている上、申立人が納付場所として挙げているC市役所B連絡所及び複数の金融機関について国民年金保険料の納付を裏付ける事情は見当たらない。

加えて、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から 63 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 63 年 1 月まで

私の国民年金保険料の納付記録を見ると、昭和 58 年度が未納、59 年度が完納、昭和 60 年 4 月から 63 年 1 月までが未納となっており、先順に払い込まれていない。主人と一緒に営んでいた事業も順調に伸びていて、58 年 3 月は新居を構えた時期で、国民年金保険料の支払いに困るほどお金に困ってはいなかった。当時、A 町にあった職場と近接していた市役所（移転後は B 連絡所）や金融機関で、振込みなどは支払日を決めて、きっちり行っていた。国民年金保険料のみ支払わないとは考え難く、夫婦一緒に滞りなく納付しているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金保険料の支払いは滞ったことはない。」としているところ、国民年金被保険者台帳には、申立期間①について、昭和 59 年 7 月 11 日に催告が行われた記録が確認でき、その後納付された記録がない。

また、申立期間②については、34 か月と長期間にわたって国民年金保険料が未納となっており、申立期間①及び②については、夫婦共に未納となっている上、申立人が納付場所として挙げている C 市役所 B 連絡所及び複数の金融機関について、国民年金保険料の納付を裏付ける事情は見当たらない。

加えて、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 961

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 9 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月から 60 年 3 月まで

私の国民年金被保険者資格の再取得手続は亡父が行った。申立期間当時住んでいたA地区では、婦人会で国民年金保険料を集金して、婦人会の役員が毎月役場へ持って行って行っていたので、家族一緒に、役場から送られてきた納付書に現金を添えて婦人会の役員に渡していたはずである。領収書は残っていないが、未納となっているのは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 9 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、60 年 9 月に国民年金保険料の納付書が作成されていること等から、このころに国民年金被保険者資格の再取得手続が行われたと推認でき、この時点からみて、申立期間については、過年度納付が必要となるが、国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は、現年度納付を行っており、申立期間の一部は保険料の全額免除期間である上、申立人の弟は国民年金保険料が未納であることから、家族一緒に納付していたとする申立人の主張と符合しない。

また、国民年金保険料については婦人会の集金で納付していたと申し立てているところ、B役場ではC（当時のA地区）には納税組合はあったが国民年金に関する納付組織は無く、納税組合では国民年金保険料を取り扱っていなかったとしており、申立人の主張を裏付ける事実は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金被保険者資格の再取得手続は父親が行ったとしているところ、父親は既に死亡しており、母親も申立期間当時の国民年金加入手続及び納付状況についての記憶があいまいである。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

国民年金制度が始まった申立期間当時は学生であったが、父から「国民年金制度が始まったからお前の分も掛けておく。」と言われた。当時の A 役場に 1 年分支払っていたと聞いていたのに未加入になっているのは納付できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足したときに父が加入手続をしてくれたと主張しているところ、昭和 35 年 10 月から 39 年 4 月までの国民年金手帳記号番号の払出簿を視認調査したが、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出しが行われた形跡が確認できず、申立期間は未加入期間となることから国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は申立期間当時、嫁いだ姉の所に下宿しており、両親とは同居していないことから国民年金への加入手続及び保険料納付について関与しておらず、手続を行ったとされる父親は既に死亡しており、国民年金加入手続に係る当時の状況について詳細を確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から 52 年 4 月までの期間及び 54 年 2 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から 52 年 4 月まで
② 昭和 54 年 2 月から 61 年 3 月まで

私は、結婚を控えていた昭和 50 年 1 月ごろに、両親の勧めにより国民年金へ加入し、申立期間①の保険料を納付した。

申立期間②については、納付済みと記録されている昭和 52 年 5 月から 54 年 1 月までの期間と同様、婦人会による集金で保険料を納付していた。

申立期間①及び②について、私の国民年金保険料が未納とされていることは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の一つ目の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 6 月に A 市で払い出されているところ、当該手帳記号番号に係る同市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、同年 5 月 27 日に任意加入で国民年金被保険者資格を取得したことが確認でき、制度上、任意加入者はさかのぼって被保険者になることはできないことから、申立期間①は未加入期間となり、保険料を納付することができない。

また、申立人は、国民年金加入当初の保険料は 3,000 円前後であったと思うと述べているが、申立期間①の始期である昭和 50 年 1 月の保険料は 1,100 円である一方、1 か月の保険料が 3,000 円前後になるのは、納付済みとなっている申立人の記録のうち、53 年 4 月から 54 年 1 月までの期間であることから、当該期間の保険料納付の記憶と申立期間①の保険料納付の記憶との混同が考えられる。

申立期間②について、申立人は、納付済みと記録されている昭和52年5月から54年1月までの期間と同様、婦人会の集金で保険料を納付していたと述べているが、A市が保管する国民年金被保険者名簿を確認したところ、申立人の国民年金被保険者資格は同年2月24日に喪失している上、61年4月1日に二つ目の国民年金手帳記号番号で第3号被保険者資格を取得するまでの間に、申立人が再び被保険者資格を取得した形跡は見当たらず、申立期間②は未加入期間となる。

また、申立期間②当時のA市における国民年金保険料の納付方法は、納付書による納付であるところ、国民年金被保険者資格を喪失している者に対して保険料の納付書が7年にわたり送付され続けたとは考え難く、このことから被保険者資格が無く納付書が送付されなかった申立人が、申立期間②の保険料を納付することはできなかったと推認される。

さらに、申立期間①及び②を含む昭和50年1月1日から61年4月30日までの期間に係る、A市の国民年金手帳記号番号払出簿を視認調査したが、申立人に上記とは別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人の国民年金について、加入手続並びに申立期間①及び②の保険料納付を行ったとしている申立人の母親は死亡しており、申立人の国民年金の加入状況及び保険料納付状況等が不明である。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 964 (事案 717 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 35 年又は 36 年の春から兄の仕事場に住み、兄の仕事を手伝うようになった。

昭和 36 年 4 月以降、5 年間ほどは、A 市 B 地区の兄の仕事場に来ていた集金人に国民年金保険料を支払っていた。5 年間のうち最初の約 1 年間は近所の酒屋のおばさんが、その後は、未亡人会の会員とみられる人が集金に来ていたと思う。私が会計を任されていたので、兄と私の二人分の国民年金保険料を支払っていた。

私の国民年金の記録は、昭和 41 年 3 月以前の国民年金保険料が未納となっている。当時、兄と私の国民年金保険料は私が支払っていたので、今も私が兄の国民年金手帳を持っており、その兄の手帳を見ると、兄は、36 年 4 月から、右足の障害による保険料の法定免除を受ける前の 38 年 9 月までの納付記録があることは分かるが、支払っていた私自身の納付記録が無いのは納得できない。

前回の申立てについては、納付していたことを認めることはできないとの回答であったが、新たに見つかった昭和 46 年 4 月 1 日発行の国民年金手帳に、41 年 6 月 1 日以前に住んでいた家の住所が記載されている。また、45 年から 46 年ごろ、市役所の徴収員が自宅に来て、母に国民年金の加入と保険料の一括納付を勧めた際に、私に対して一括納付の説明が無かったことから、行政側はその時点で私が全期間の保険料を納付していたことを把握していたはずである。再度審議を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、集金人を通じて国民年金保険料を納付していたと主張している

が、申立人が所持している一緒に国民年金保険料を納付していたとする兄の国民年金手帳により、兄の保険料の納付日について確認したところ、当該手帳には、昭和36年度の12か月分の保険料は昭和37年4月30日にまとめて納付（現年度納付）、37年度及び38年4月から同年9月までの18か月分の保険料は同年8月5日にまとめて納付（37年度分は過年度納付、38年4月から同年9月までの分は現年度納付）している記録が残っており、定期的に集金人に国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張と相違していること、申立人の国民年金手帳の発行日は41年6月1日となっており、この時点において申立期間の一部は時効により納付することができない期間であること、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情が見当たらないこと、市の徴収員が来ていたとする時期と徴収員制度が出来た時期が整合しないこと、申立人が提出した国民年金袋が、36年ではなく41年に作られたと考えられたことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月16日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和41年6月1日にA市B地区から同市C地区に転居し、同日に発行された国民年金手帳に転居前のB地区の住所が記載されており、46年4月1日に発行された国民年金手帳にも5年前に転居したB地区の住所が記載されていることから、このことが41年以前に国民年金に加入しB地区で国民年金保険料を支払っていた証拠であると主張しているが、46年4月1日発行の国民年金手帳に貼付された国民年金保険料領収証書の記載から、B地区からC地区への転居は46年から47年の間であると考えるのが自然であり、国民年金手帳の記載に不審な点は見当たらない。

また、同居していた申立人が母と呼んでいる女性は、国民年金に未加入であったが、第1回特例納付の期間に市の徴収員に勧められて国民年金に加入し、過去の保険料を納付したことは推認できるが、申立人に対し徴収員から納付の勧奨が無かったことをもって、当時未納期間が無かった証拠とは言えない上、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 2 月 1 日から同年 11 月 21 日まで

平成 9 年 2 月から同年 10 月分の標準報酬月額が減額されているが、私は当代表取締役であり、急に給料が減額した記憶もないし、控除されていた保険料が減額された記憶もない。

全喪後に社会保険事務所（当時）の職員と協議することもなかったし、標準報酬月額の訂正の届出をした事実はない。

調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は平成 9 年 11 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の標準報酬月額は、10 年 5 月 11 日付けで、9 年 2 月 1 日にさかのぼって 59 万円から 22 万円に減額訂正されていることが確認できる。

このことについて、申立人は、社会保険料の滞納はなかったので訂正する届を提出した覚えはないと申し立てているが、滞納処分票により、A社は平成 9 年 12 月 1 日の時点において、平成 9 年度の社会保険料 141 万 8,816 円を滞納していたことが確認できる上、同社の経理事務を担当していた申立人の妻は「当社は、平成 9 年 8 月ごろより資金難になった。」と述べている。

また、申立人の妻及びA社の顧問税理士はともに遡^{そきゅう}及訂正には関与していないと証言している上、同社において標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{そきゅう}及訂正が行われたのは、代表取締役である申立人だけであること、また遡^{そきゅう}及訂正には会社の代表者印が必要であることから、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同

意を得ずに、無断で処理を行ったものとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意したと考えられるところ、代表取締役自らが当該標準報酬月額の訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 914

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 31 年 10 月 26 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答をもらった。私は、退職時に失業保険を受けた記憶はあるが、脱退手当金を受給した覚えは無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないと述べている。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金が支給されたことを示す記録として、保険給付欄に資格期間、平均標準報酬月額等が記載されており、その内容に不備は見当たらない。

また、同台帳に記載された申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の、昭和 31 年 12 月 5 日に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人が申立期間に勤務していた事業所に係る健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿にも、脱退手当金の支給を示す「脱」表示が確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月 26 日から 59 年ごろまで
初回の年金振込通知書に記載の年金額が、私の予想していた金額に比べあまりにも少額であった。当時の給与支給明細書とねんきん定期便の標準報酬月額の月別状況に記載の金額が相違するので精査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人が保管する昭和 48 年 1 月、同年 5 月、同年 7 月、49 年 4 月、同年 10 月及び 50 年 6 月の給与支給明細書及び申立人が作成した給与額及び厚生年金保険料控除額のメモに記載された、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、48 年 12 月を除き、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立人が作成したメモにおける昭和 48 年 12 月の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回らない。

さらに、事業主から提出された申立人の社内履歴に記載された給与額は、オンライン記録の標準報酬月額と大きく相違している月は無く、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が

オンライン記録の標準報酬月額を上回ることが確認できないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 918

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 9 月 17 日から同年 11 月 9 日まで
平成 14 年 9 月 17 日から A 事業所に臨時 B 職として採用された。勤務中は健康保険証も交付され、保険料も給与から天引きされていた。空白期間の厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の任用履歴及び任用伺簿により、申立人が平成 14 年 9 月 17 日から同年 10 月 10 日までの期間及び同年 10 月 11 日から同年 11 月 10 日までの期間に B 職として臨時的に採用されたことが確認できるところ、A 事業所は、「同一赴任先において数回の更新があったとしても被代替職員の事情により結果的に任用が分割されたものであり、新たに任用された期間は、当初から定められた期間を超え引き続き使用されることにはならず、厚生年金保険の加入要件には該当しないため、給与から厚生年金保険料を控除することはない。」としている。

また、A 事業所は、「申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、厚生年金保険の資格取得日は平成 14 年 11 月 13 日であり、同年 11 月からの厚生年金保険料を納付した。」と文書回答しており、これはオンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。